

みやぎの水田農業改革支援事業対象事業など

事業名	対象経費	補助率
①共同利用機械・施設整備(転作物)タイプ	▶対象作物の耕整地用、栽培管理用、収穫用、乾燥・調製用機械など(品質分析機器を含む) ▶集団営農用集積出荷施設、乾燥・調節施設など(既存機械の格納庫は除く) ※新規需要米を除く	経費(消費税除く)の2分の1以内
②共同利用機械整備(稲態様転作物)タイプ	▶水稻の直播・有機栽培などに関する機械 ▶新規需要米の乾燥・調製用機械など(品質分析機器を含む) ▶ホールクローブサイレージ用稲関連機械	※62万5千円以上の事業を対象
※事業要件注意事項	①については受益面積1%以上。ただし、対象作物が麦、大豆、飼料作物の場合はおおむね7%以上の受益面積 ②については受益面積4%以上	

園芸特産重点強化整備事業対象事業など

事業名	対象経費	補助率
園芸特産重点強化整備事業	①生産管理用ハウス・付帯設備▶鉄骨ハウス1棟1000平方メートル以上▶パイプハウス1棟200平方メートル以上▶1事業当たり合計面積1000平方メートル以上②省エネルギー化設備③生産管理省力化施設・機械④良質苗生産用施設・機械⑤鮮度保持施設(3坪以上)⑥生産安定施設⑦環境負荷軽減用機械⑧出荷調製省力化機械⑨品質管理機械⑩出荷調製施設⑪その他関連設備など	経費(消費税除く)の12分の5以内 ※62万5千円以上の事業を対象

平成28年度の登米市振興総合補助金(みやぎの水田農業改革支援事業・園芸特産重点強化整備事業)の事業要望調査を実施しています。事業実施希望者はご相談の上、お申

し込みください。 ※以下の記載は変更となる場合もありますので、あらかじめご了承ください。 ①みやぎの水田農業改革支援事業 水田営農条件整備事業

Information 02

補助金を活用しませんか

【事業対象者】 営農集団(3戸以上)、農業生産法人など
【対象作物】 水稲、麦、大豆、飼料作物、野菜など
※既存の機械、施設の更新は対象外となります
②園芸特産重点強化整備事業 【事業対象者】 農協園芸特産関係部会、農業法人、任意組合(3戸以上)など
【対象品目】 イチゴ、キュウリ、トマト、ホウレン草、ネギ、コネギ、ソラ豆、タマネギ、キャベツ、ナス、カボチャ、ニラ、アスパラガス、ニンニク、スプレー菊、小菊、トルコギキョウ、ストック、リンゴ
※施設・機械の更新、既存施設への追加導入は対象外となります
【必要書類】 ①規約または定款、参考見積書(1社)、カタログ類、作付計画図、様式2:3号計画書、財産管理台帳
②規約または定款、参考見積書(1社)、カタログ類、施設設置図、様式2:3号計画書
【申込締め切り】 平成27年11月30日(月)
【申し込み・問い合わせ】 産業経済部農産園芸畜産課(農産園芸振興係)
☎0220(34)2713



Information 01
心に火災が
かくれんぼ

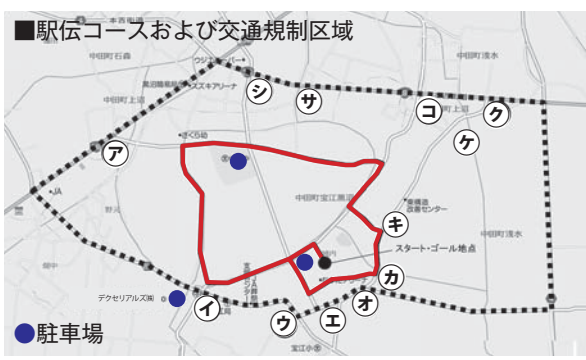
平成27年度防火標語

これから冬に向けて日増しに寒くなり、ストーブなどの暖房器具の使用が増え、空気も乾燥し火災が発生しやすい時期を迎えます。火の取り扱いには十分気をつけて、火災が発生しないよう注意しましょう。
11月9日から15日までの7日間は全国火災予防運動週間です。市では火災による高齢者などの死傷者をなくすとともに、財産の損失を防ぐため、期間中に次の4点を重点目標にした防火対策を進めます。
【重点目標】
①住宅防火対策の推進 一人暮らし高齢者宅の防火診断などを実施します
②放火火災予防対策の推進 放火されない環境づくりの注意喚起を図ります
③特定防火対象物などにおける防火安全対策の徹底 老人福祉施設の避難訓練などを実施して安全対策を図ります
④多数の観客などが参加する行事に対する火災予防指導の徹底 開催の都度、指導を徹底して行事の安全を図ります
【住宅用火災警報器】
●定期的に動作確認をしましょう

Information 03

市駅伝競走大会で交通規制をします

市駅伝競走大会を中田総合体育館(なかだアリーナ)および周辺コースを会場に開催します。
大会の発着は「なかだアリーナ」で、下記地図の区間がコースとなり、当日はコース周辺の交通規制が行われます。コース付近を通る場合は、十分にご注意ください。
【大会日時】平成27年11月3日(火)午前9時10分〜午後1時
【スタート時間】①年代混合の部②9時25分③中高生の部④10時20分⑤一般男子・女子の部⑥11時15分
【交通規制区域】地図のとおり
▼ 駅伝コース
▼ 車両の迂回路
※アークでは交通指導隊員が誘導します。



※午前9時10分から午後1時までではコース内に車両は入れませんので、迂回路を通過してください。
※指定駐車場(なかだアリーナ、中田中学校、中田球場、セブンスイレブン登米中田町宝江店裏の駐車場)以外には車両を止められません。なお、規制時間中は原則として駐車場の車の移動はできません。
【問い合わせ】教育委員会生涯学習課(体育振興係)
☎0220(34)2698



写真のように、ボタンを押すものや、ひもを引き点検するものがあります

住宅用火災警報器は電池が切れると作動しなくなり、定期的(1カ月に1度が目安)に点検ボタンを押すなどして正常に作動するか確認しましょう。
●警報音が鳴った時は... 「ピッ、ピッ、ピッ」と一定の間隔で鳴る場合は、電池

- 切れや機器の異常の可能性があります。警報音が鳴った時の対処方法は取扱説明書などで確認してください。
【ご相談・問い合わせ】
▼消防本部予防課 ☎0220(22)1900
▼消防署 ☎0220(22)2119
▼東出張所 ☎0220(42)2119
▼西出張所 ☎0220(58)2119
▼南出張所 ☎0225(76)4119
▼北出張所 ☎0228(34)2119
▼津山出張所 ☎0225(68)3119

「当たり前」の行動が大事



Masayuki Ueno

消防本部予防課 上野昌行 係長
近年の市内の火災発生状況は、25年が60件、26年が50件と減少傾向にあります。今年はまだ31件の火災が発生し、2人の尊い命が失われています。例年より少ないペースですが、これからの季節は室内で火気を取り扱うことが多くなるので、気をつけなければなりません。
火を使ったら、完全に消えるのを確認する。燃えやすいものは、火気の近くに置かない。これだけで火事が発生する確率は、限りなくゼロに近づきます。
当たりのことを当たり前にするということが、火事を出さない一番の近道です。